

水処理施設各処理槽清掃及び汚泥処分業務（一般委託）仕様書

水処理施設各処理槽清掃及び汚泥処分業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	契約方法	請負契約
2	履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
3	施行場所	安城市榎前町地内ほか
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	業務の履行にあたっては、安城市契約規則及びその他関連法令を遵守し、安全管理に万全を期する。
7	資格要件	この業務に必要な産業廃棄物収集・運搬業の許可（愛知県及び運搬先の区域を管轄する都道府県知事（又は政令市、中核市長）の許可）を有すること。 この業務に必要な産業廃棄物処分業の許可を有するものへ処分すること。
8	入札方法	総価（消費税相当額抜き）による郵便入札とする。入札金額は産業廃棄物の処分代を含み、内訳表を入札書に添付すること。
9	支払方法	委託料の支払いは、業務実施毎に払うものとする。
10	その他事項	処分業者が請負者と異なる場合は、排出者である安城市と別途契約するものとし、契約代金の支払いも、安城市が処分業者に直接支払うものとする。この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	安城市環境部ごみ資源循環課 担当：杉本 電話 0566-76-3053

< 指示又は希望事項 >

環境配慮関係	本市は、環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市の実現を図っています。受注者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
--------	--

水処理施設各処理槽清掃及び汚泥処分業務仕様書

1 業務内容

一般廃棄物最終処分場 水処理施設各処理槽清掃及び汚泥処分業務

2 業務場所

安城市榎前町地内 安城市榎前一般廃棄物最終処分場水処理施設

安城市赤松町地内 安城市リサイクルプラザ

3 業務詳細

(1) 安城市榎前一般廃棄物最終処分場水処理施設

施設内の第1調整槽（約1,310.105 m³）の壁面及び床面高圧洗浄及び汚泥搬出処理（9 m³）
ただし、第1調整槽の上澄み水は原水槽へ戻すこと。

(2) 安城市リサイクルプラザ

- ・受水槽上部及び周囲に堆積した埃の清掃及び洗浄を行った後、施設内の飲料用受水槽（3 m³）、井戸水用受水槽（5 m³）の各壁面及び床面の洗浄及び洗浄残水等の除却
- ・消毒（次亜塩素酸ナトリウム 100 mg/l 溶液又は同等の消毒液で消毒）
- ・施設内飲料用受水槽の水質検査一式（16項目：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物）

(3) 各施設共通

汚泥の搬出は強力吸引車で行い、運搬及び処理については産業廃棄物として関係法令を遵守し適正に処分すること。また、汚泥の搬出量が予定数量に満たない場合は、予定数量を上限に他の処理施設各槽等からの汚泥も引き抜くものとする。

4 特記事項

(1) 作業は年1回1月から3月頃に行うこととする。ただし、リサイクルプラザについては2月頃に行うこととする。また、作業は日没までに終わることとする。

(2) 槽内の酸素濃度及び硫化水素濃度を測定してから作業を行い、作業中の換気にも留意すること。

(3) 汚泥の運搬及び処分は、産業廃棄物としてマニフェストシステムに従って必要な書類を提出するものとする。なお、汚泥の収集、運搬及び処分については、業務の遂行が可能であることを証する文書（収集運搬業許可証の写し及び処分業許可証の写し）を契約時に提出することとする。

(4) 業務に使用する機械器具、消耗品、及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）は一切受注者が負担するものとする。

(5) 収集もしくは運搬又は処分について突発緊急時以外の再委託は禁止するものとする。なお、3（3）の業務についてはこの限りでない。

(6) 汚泥搬出作業に必要な電気、水道は無償で受注者に提供するものとする。

(7) 産業廃棄物税が発生する場合は契約額に含むものとする。

(8) 契約は内訳表に記載された単価にて契約する。

(9) 入札の結果、収集・運搬業者と処分業者が異なった場合には、別々に契約及び支払いをするものとする。

5 事故補償

業務履行に係る事故は、受注者の責任において対応するものとする。

6 結果報告

作業前・作業中・完了の各写真を提出するものとする。

7 その他

この仕様書に定められた内容について疑義が生じた場合又は、この仕様書に定めのない事項については、安城市契約規則（昭和41年安城市規則第10号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議をして定めるものとする。